

# 令和6年度北稜高校生徒心得

本校の生徒は、本校教育の目的に則して学業に専念し、自己を研磨すると共に本校生としての品位を保つことを心掛けねばならない。また校内・校外を問わず、礼儀を重んじ、他人を尊重し、公共の福祉に努める、明るい学校づくりに努力しなければならない。

## 1 整容規定

[Aスタイル]

### 頭髪

下記の a～g を厳守すること。

- a 前髪は目にかからない。
- b 襟足は襟にかからない。
- c 耳にかぶらない。
- d もみあげは耳たぶの下から出ない。
- e 眉は加工しない。
- f 作為的な髪型にしない。
- g 染色、脱色は認めない。

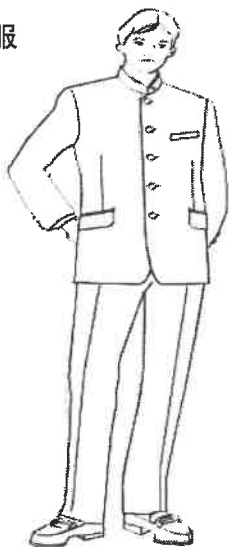
### 校章

○詰め襟の左襟前面に着用すること。

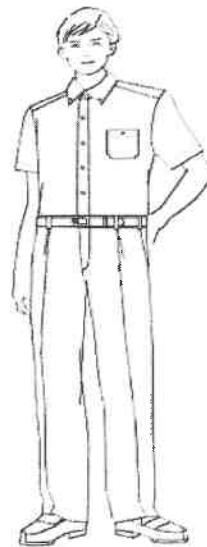
### 制服

○制服は本校指定のものとする。

冬服



夏服



### 上履き

○指定スリッパを履き、学年・クラス・氏名をわかりやすく記入する。色は学年別とする。

### 靴下

○白、黒、紺の単色とする。

## 防寒着

- 冬服移行後は、気候に応じて各自で判断して防寒着（コート、ジャンパー等）、本校指定セーター、ネックウォーマー、マフラー、手袋を着用する。ネックウォーマー、マフラー、手袋については、制服に適した華美でないものとする。防寒着については、無地で華美でないもの。制服に合うもの（ロングコートなどは認めない）。色は黒または紺系とする。

## 靴

- 履きやすい靴（ローファー、ランニングシューズ、スニーカー等、華美でないものとする。

## バッグ

- 基本的にリュックサックタイプまたは手提げバッグとし、落ち着いた色のものを使用する。

## ベルト

- 黒、紺、茶の単色とし、華美でないものを使用する。

## その他

- ネックレス、ブレスレット、ピアスなどの装飾品や、整髪料、カラーコンタクト、化粧等は認めない。
- 身分証明書を常に携帯しておく。
- 原則として冬服は11月～5月、夏服は6月～10月とし、気候に応じて移行期間を設ける。移行期間中は夏服、冬服のほかに長袖シャツのみ（登下校時も可）の着用を認める。
- 冬服移行後において、登下校時は冬服を必ず着用する。また、学校内では、気候に応じて本校指定セーターのみの着用を認める。
- 休日に登校する部活動生の服装について、土・日・祝日および校外での試合等の際はチームで統一している服装（上着のみでも可）を認める。なお、チームで統一している服装がない場合は体操服の着用を認め、冬服移行後においては、防寒着（コート・ジャンパー等）の着用を認める。

## 着こなし

- 詰め襟着用時は、中に指定のカッターシャツを必ず着る。
- 詰め襟は第1ボタンまでしっかり留める。
- シャツの中に着るインナーは華美でないものとし、襟や袖からみえないようにする。
- 夏ボタンダウンシャツの襟ボタンは必ず留める。
- 夏ボタンダウンシャツの第1ボタンのみ外してもよい。

## [Bスタイル]

## 頭髪

下記の a～f を厳守すること。

- a 前髪は目にかからない。それより長い場合はピンで留める。
- b 後ろ髪は肩のラインまでとし、それより長い場合は後方で結ぶ。
- c ヘアピンやゴム等、髪に着けるものは黒、紺、茶の華美でないものとする。
- d 眉は加工しない。
- e 作為的な髪型にしない。
- f 染色、脱色は認めない。

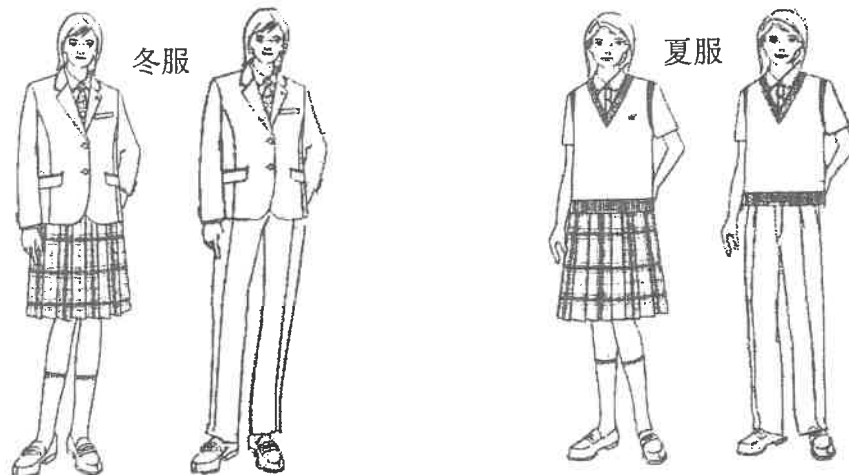
## 校章

○ブレザーの左胸前面に着用すること。

## 制服

○制服は本校指定のものとする。スカートの長さは膝頭が隠れる程度とする。

## イ Bスタイル



## 上履き

○指定スリッパを履き、学年・クラス・氏名をわかりやすく記入する。色は学年別とする。

## 靴下

○白、黒、紺の単色とする。冬服移行後は、気候に応じて各自で判断して黒色のタイツを着用する。

## 防寒着

○冬服移行後は、気候に応じて各自で判断して防寒着（コート、ジャンパー等）、本校指定セーター、ネックウォーマー、マフラー、手袋を着用する。ネックウォーマー、マフラー、手袋については、制服に適した華美でないものとする。防寒着については、無地で華美でないもの。制服に合うもの（ロングコートなどは認めない）。色は黒または紺系とする。

## 靴

○履きやすい靴（ローファー、ランニングシューズ、スニーカー等、華美でないものとする。）

## バッグ

○基本的にリュックサックタイプまたは手提げバッグとし、落ち着いた色のものを使用する。

## その他

○ネックレス、プレスレット、ピアスなどの装飾品や、整髪料、カラーコンタクト、化粧等は認めない。

○身分証明書を常に携帯しておく。

○原則として冬服は11月～5月、夏服は6月～10月とし、気候に応じて移行期間を設ける。移行期間中は夏服、冬服のほかに長袖シャツのみ（登下校時も可）の着用を認める。

○冬服移行後において、登下校時は冬服を必ず着用する。また、学校内では、気候に応じて本校

指定セーターのみの着用を認める。

- 休日に登校する部活動生の服装について、土・日・祝日および校外での試合等の際はチームで統一している服装（上着のみでも可）を認める。なお、チームで統一している服装がない場合は体操服の着用を認め、冬服移行後においては、防寒着（コート・ジャンパー等）の着用を認める。

#### 着こなし

- 夏服においてベストを原則着用とするが、暑さが厳しい場合は着用しなくてもよい。なお、始業式・終業式・その他式典等は必ずベスト着用とする。
- 冬服においてジャケットの中には必ずベストかセーターを着用する。
- 冬服においてベストやセーターを着用する場合は、ジャケットの裾から出ないように着こなし。
- ネクタイについて、冬服では着用し、夏服では着用しない。
- 夏冬ボタンダウンシャツの襟ボタンは必ず留める。
- 夏ボタンダウンシャツの第1ボタンのみ外してもよい。
- スカートについて、裾上げや腰回りを曲げることは厳禁。
- 靴下は、きちんと伸ばした状態で着用する。
- シャツの中に着るインナーは華美でないものとし、襟や袖からみえないようにする。

#### [所持品]

- 携帯電話・スマートフォンについては許可願いを提出のうえ校内への持ち込みを認めるが、校内での使用は認めない。その他、学習に不要なものを学校に持ち込んだり、所持してはならない。

令和4年2月15日一部改正

令和4年9月1日一部改正

令和5年10月2日一部改正